

春日部市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定により提出された「住民監査請求書」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を同項の規定により公表する。

令和8年1月26日

春日部市監査委員 佐川 清

春日部市監査委員 香田 寛美

春日部市監査委員 栗原 信司

第1 監査の請求

1 請求人

市内在住の個人1名

2 請求の收受

請求人が、令和7年11月27日に住民監査請求書を持参したので、同日これを收受した。

3 請求の補正等

- ・本件請求において、令和7年12月4日付け不明確な箇所に係る資料の提出を求める補正依頼を行ったところ、請求人は同年12月5日に補正書を提出した。
- ・請求人は住民監査補充書を同年12月4日に提出した。
- ・請求人は「記録：厚生労働省への問い合わせ（生活保護変更申請・第7条関連）」を同年12月8日に追加提出した。

4 請求の要旨（全文は別添のとおり）

（1）監査を求める財務会計上の行為

- ・春日部市福祉事務所長は、令和7年1月8日、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく一時扶助として、請求人を受給者とする「賃貸借契約更新料」の名目で、貸主に対し金47,400円を代理納付した。
- ・上記支出は、
 - ア 請求人本人の有効な申請意思・同意確認を欠いたまま
 - イ 第三者（ヘルパー）が窓口職員の指示により記載した「生活保護法による保護変更申請書」のみを根拠として
 - ウ 更新料支払義務の存否について借地借家法（平成3年法律第90号）第26条第1項に基づく法定更新の法的効果を検討することなく
 - エ 生活保護法第7条、第27条第2項・第3項、第29条、第33条、第37条の2の趣旨に反して行われた公金支出であり、地方自治法第242条第1項にいう「違法又は不当な財務会計上の行為」に該当する。

（2）求める措置

監査委員において上記事実につき監査を行い、その結果に基づき、春日部市長に対し少なくとも次の措置を講ずるよう勧告されたい。

- ・貸主に対し、本件更新料47,400円相当額の不当利得返還請求（民法第703条）を行うこと。
- ・本件支出に関与した春日部市福祉事務所の関係職員につき、生活保護法及び地方自治法に適合した手続を遵守させるための必要な指導・再発防止策（申請書様式の運用見直し、本人意思確認手続の明文化等）を講ずること。

- ・上記監査結果および措置の内容を、地方自治法第 242 条第 6 項に基づき請求人に通知するとともに、同条第 7 項の趣旨に従い適切に公表すること。

5 事実証明書

- ・資料 1 一時扶助決定通知書（春福所発第決 20832 号）写し
- ・資料 2 建物賃貸借契約更新合意書写し
- ・資料 3 ケース記録（令和 6 年 9 月 2 日【来所】・同年 9 月 12 日【来所】）写し
- ・資料 4 ケース記録（令和 6 年 10 月 31 日【来所】・同年 11 月 12 日【訪問】）写し
- ・資料 5 ケース記録（令和 7 年 1 月 7 日【電話】・同年 1 月 9 日・同年 1 月 20 日【来所】・同年 1 月 28 日【来所】）写し
- ・資料 6 貸主作成請求書（更新料 47,400 円）写し
- ・資料 7 保有個人情報不開示決定通知書写し
- ・資料 8 処分庁弁明書（春福所発第 6 号）抜粋写し
- ・資料 9 生活保護法による保護変更申請書（ヘルパー記載分）写し

6 請求の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項に定める要件を具備しているのものと認め、令和 7 年 12 月 3 日にこれを受理した。

第 2 監査委員の交代

本件監査の途中において、令和 7 年 12 月 22 日付けで渡邊市二監査委員が退任し、後任として同年 12 月 23 日付けで佐川清監査委員が就任した。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述

令和 7 年 12 月 17 日に請求人の陳述を聴取した。

請求人の主な陳述事項は以下のとおりである。

- ・令和 6 年 12 月 19 日付けで本件更新料の一時扶助支給決定及び令和 7 年 1 月 8 日に春日部市が更新料 47,400 円の一時扶助を代理納付するという一連の財務会計行為は逸脱していると考え住民監査請求書を提出した。
- ・令和 6 年 9 月 2 日及び 12 日に福祉事務所に対し、賃貸借契約の更新にあたり、借地借家法第 26 条第 1 項の法定更新により更新料の支払い義務が生じないという見解を繰り返し表明したにもかかわらず、更新料の支払いを強行した。
- ・更新料の引き下げ交渉をしており、担当ケースワーカーから更新料についての手紙等が届いたら見せるように言われていたので、令和 6 年 10 月 31 日にヘルパーに依頼し、金額変更後の契約更新請求書を福祉事務所へ持参させた。福祉事務所の職員によりヘルパーが生活保護法による保護変更申請書を記載したが、資料 4 及び資料 9 は委任を直接裏付けるものではなく、資料 7 にあるように客観的な記録は不存在

である。この代理申請については、厚生労働省に確認した見解を令和7年12月8日に補足資料として提出した。

- ・ヘルパーに代理提出のみをお願いし、生活保護法による保護変更申請書を書いてくれとは言っていない。これを担当ケースワーカーに見せに行く、もし必要があればコピーをとるとのことしか、委任してなかったのにもかかわらず、福祉事務所は何も説明することなく、申請書を書いてくれと言って、生活保護法による保護変更申請書が提出された。
- ・福祉事務所は、建物賃貸借契約更新合意書にサインも押印していないのに生活保護法による保護変更申請書、変更後の契約更新通知書（契約更新請求書）、貸主から提出された請求書の3点に基づき支給を決定したと言うが、弁護士の見解では、法定更新になるので支払う義務はなく、建物賃貸借契約更新合意書にサインしていない上に、第三者が記入した生活保護法による保護変更申請書を含めた3点をもって合意したとみなすのは無理があると言われた。
- ・前回（令和4年10月）の更新において、生活保護費の認定上限額を超えた分を自己負担した。今回（令和6年10月）の更新にあたり、弁護士に相談したところ、貸主に更新料の値下げを交渉し、無理なら、自動更新になるので更新料を支払わなくてよいとの助言を受けた。令和6年10月9日が更新日だが、10月3日に貸主と交渉し、値下げしてくれれば合意して支払うと話をしたが、貸主が考えさせてほしいと言って保留になった。その後、貸主から返事がないまま同年10月10日になり、自動更新になったと思った。
- ・令和6年11月12日に、担当ケースワーカーから代理申請と代理納付について確認があったが、私は法定更新なので更新料を支払う義務がないことを担当ケースワーカーに話した。しかし、ケース記録にはその重要な部分が書かれていない。

2 関係職員の弁明及び聴取

(1) 監査対象部課

福祉事務所（福祉部生活支援課）

(2) 弁明書の内容

市長に対し弁明書の提出を求めたところ、令和7年12月10日に弁明書（全文は別添のとおり）の提出があった。福祉事務所の主な主張は次のとおりである。

- ・請求人と貸主の間では、令和6年の更新の際に、更新料の減額について交渉がもたれており、令和6年10月22日付けで貸主から請求人に対し、減額された金額の更新料が記載された契約更新請求書が送付され、請求人がヘルパーに請求人の代理人として来庁させ、福祉事務所に生活保護法による保護変更申請書及び契約更新請求書の写しを提出していることから、請求人と貸主との間において、更新料減額の交渉が成立したことが推認される。
- ・こうした経緯からすれば、請求人と貸主との間の賃貸借契約の更新については、新

たな建物賃貸借契約更新合意書に請求人の署名捺印がなされていないとしても、請求人が建物賃貸借契約更新合意書の内容どおりの条件で更新する旨の意思は認められ、また、福祉事務所が貸主に対して更新料を代理納付するにあたって、請求人の意思を繰り返し確認していることからしても、福祉事務所が更新料を支払ったことを違法であったということはできない。

- ・仮に、請求人の主張のとおり、更新料を支払わなかった場合には、本件以前から悪化していた請求人と貸主との関係性がより一層悪くなることが予測され、契約解除等により請求人が居所を失うことが懸念される。その場合には、福祉事務所は請求人に対し転居に係る費用や新たな賃貸契約に伴う敷金、礼金等といった本来契約の更新が行われていれば必要としない保護費について追加支出しなければならないというリスクが生じる。そのリスクを避けるためにも、福祉事務所は請求人に対し安定した居所を確保させるとともに、継続して住み続けられるようにする配慮が必要である。
- ・福祉事務所が請求人に代わり、更新料の支払いを行ったことについては、請求人の意思により貸主との間で更新料の値下げ交渉が行われたこと、貸主も値下げに応じていること、双方への確認に基づき福祉事務所は代理納付により支出したこと、さらに、法の趣旨に適合し、被保護者である請求人の安定した居所を確保することは必要かつ相当な措置であることから、違法または不当なものではない。
- ・以上のとおり、福祉事務所の更新料の支給手続きは適法に行われているから、本件請求は棄却されるべきである。

(3) 関係職員聴取の内容

弁明書等に基づき、福祉部長、参事兼生活支援課長、生活支援課保護第2担当課長、保護第1担当主幹、保護第2担当主幹、保護第1担当主査及び保護第2担当主任の職にある者を対象に関係職員聴取を令和7年12月19日に行った。関係職員の主な説明は次のとおりである。

- ・代理人による申請は珍しいことではなく、例えば申請者が入院中であるとか、施設に入所している場合などは施設の職員が代理申請する。実際に代理申請を拒んでしまうと、受給者にとって不利益になるという見解である。今回、ヘルパーからの申請を拒むことで、請求人にとって不利益になってしまうことから受けるのが当然であった。また、後日、請求人がヘルパーに申請を依頼したことも聴取していることから、適正な手続きであったと認識している。
- ・今回の件に関しては、結果として委任状を取っておいた方がよかったというような見解はある。しかしながら、本件においては、更新料の支払い期限が過ぎているということ、請求人自身が生活保護受給者であること、請求人と貸主との間で更新料の値下げ交渉をする話を事前に聴取していたこと、請求人から更新料の支払いは福祉事務所が代理納付をしてほしいという希望があったこと、福祉事務所にヘルパーを通じて申請があったことを勘案し、生活保護の目的に合致しているものと考え、

問題なかったものと考えている。

- ・請求人とのやり取りの中で、更新料を貸主と交渉しており、値下げしてもらったあとに、支払いを福祉事務所でしてほしいというような話を聞いていた。よって、更新料を支払わないという意図は、当方は感じ取っていなかったし、更新料は必要なものであるという認識であった。そのため、令和6年11月12日時点で、請求人が言っている更新料の支払い義務はないという主張については、福祉事務所は認識していなかった。
- ・法定更新における更新料の支払い義務の存否について、支払う時点においては検討していなかった。しかし、原契約において更新料を要する旨の記載があることから、契約更新する場合は更新料が必要であるという認識であり、福祉事務所としては請求に基づいて支払ったという経緯である。
- ・令和6年10月31日に請求人のヘルパーが福祉事務所に来庁したときに窓口対応した職員は、ヘルパーと会話のやりとりをしたのは覚えているが、持ってきた書類を預かったのか、その場で書いていただいたのかまでは覚えていない。
- ・令和6年10月10日のケース記録については、貸主側から電話があり、請求人が何を言ってるのか要領を得ないので、福祉事務所の方に問い合わせがあったものである。その電話で、貸主に、請求人は更新料が生活保護の認定上限額で超えてしまうため値下げの交渉をしていることを説明した。

3 監査対象事項

本件請求の趣旨を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- ・本件の代理納付に違法性があったか否か。
- ・本件の支出は違法又は不当であるか否か。また、本件更新料の支払いによって市に損害が生じているか否か。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 更新料に関する認識

本件請求の【春日部市福祉事務所長による2025年（令和7年）1月8日、生活保護法に基づく一時扶助として、請求人を受給者として「賃貸借契約更新料」を貸主に対し金47,400円を代理納付した】件について請求人、福祉事務所から状況を聴取した結果、下記のような認識の違いがみられた。

① 請求人（陳述）

- ・請求人は、前回（令和4年10月）の更新において、建物賃貸借契約更新合意書第3条のとおり更新料を支払った上で更新したが、その時は認定上限額を上回っていたため、上限額を上回った分について自身が負担した。
- ・今回は、自己負担額が生じないようにしたいと考え、令和6年9月2日以降福祉事

務所にも説明しており、10月3日に貸主と話し合っ更新料の値下げ交渉を行った。

- ・一方、9月2日以降、弁護士に相談したところ、更新料は支払わなくても自動更新されるはずとのアドバイスを受けたため、貸主が値下げ交渉に応じない場合には、更新料は支払わずに住み続けるとの主張を繰り返した。また、「令和6年10月9日が更新日だが、10月3日に貸主と交渉し、値下げしてくれれば合意して支払うと話したが、貸主が考えさせてほしいと言って保留になった。その後、貸主から返事がないまま同年10月10日になり、自動更新になったと思った。」と陳述があった。

② 福祉事務所（弁明書及び関係職員聴取）

- ・令和6年9月2日、請求人は契約更新案内書と建物賃貸借契約更新合意書を福祉事務所へ提出し、福祉事務所はこれを受理した。請求人からは「更新料の自己負担額が発生しないよう大家に更新料の値下げ交渉をする予定であること、更新料が変更された場合には改めて変更後の通知を持参すること。」を聴取した。
- ・同年10月2日、請求人が来庁し、貸主との値下げ交渉を10月3日の夕方に会って行うことを聴取した。
- ・同年10月10日、貸主から福祉事務所に問い合わせがあり、更新料の上限について確認されるとともに、貸主から「請求人の要求のとおり値下げに応じるつもりであること、修正した更新料通知及び賃貸借契約更新合意書を請求人に送る」旨の話を聴取した。
- ・同年10月31日、請求人の代理人としてヘルパーが来庁し生活保護法による保護変更申請書と契約更新請求書の写しが提出され、福祉事務所はこれを受理した。
- ・法定更新における更新料の支払い義務の存否について、支払う時点においては検討していなかった。しかし、原契約において更新料を要する旨の記載があることから、契約更新する場合は更新料が必要であるという認識であった。
- ・「更新料は法定更新により不要であると主張しているが、その法的根拠となるものについては請求人から示されていない。」とある。

(2) 代理納付に関する認識

本件請求の【請求人本人の有効な申請意思・同意確認を欠いたまま、第三者（ヘルパー）が窓口職員の指示により記載した「生活保護法による保護変更申請書」のみを根拠として更新料支払義務の存否について借地借家法第26条第1項に基づく法定更新の法的効果を検討することなく、生活保護法各条（省略）の趣旨に反して行われた公金支出であり、地方自治法第242条第1項にいう「違法又は不当な財務会計上の行為」に該当する】件について請求人、福祉事務所から状況を聴取した結果、下記のような認識の違いがみられた。

① 請求人（陳述）

- ・請求人は、令和4年10月9日に合意した建物賃貸借契約更新合意書に基づいた契約満了時（令和6年10月8日）以降において、新たな建物賃貸借合意契約合意書にサインをしていないため、借地借家法の定めに基づく法定更新になったため、更新料の支払いは必要ないものであると主張している。
- ・その一方、令和6年10月3日には、貸主に対して更新料の値下げを交渉し、それに応じてもらえるならば合意して支払うと陳述している。

② 福祉事務所（弁明書及び関係職員聴取）

- ・令和6年9月2日に、請求人から「更新料について、自己負担が発生しないように、大家に値下げ交渉をする予定とのこと。金額が確定したら、変更後の通知を持参する予定とのこと。また、大家との仲が険悪であるため、更新料については生活支援課から別途送金して欲しい。」と福祉事務所へ依頼している。
- ・同年10月10日に、貸主から福祉事務所に連絡があり、「主から自己負担額が発生しないように更新料の値下げを求められ、値下げに応じるつもりであること。主へ修正した更新料通知、賃貸借契約更新合意書を送ること。」を聴取した。
- ・同年10月31日の窓口担当者は、請求人の担当ケースワーカーではなく、窓口当番のケースワーカーが対応した。窓口担当者は、代理人（ヘルパー）から、事務手数料が11,000円から4,400円に値下げされた契約更新請求書の写しを預かり、請求人の依頼により代理で申請に来た者として生活保護法による保護変更申請書の提出を依頼し、これを受理した。
- ・同年11月12日に請求人宅の訪問時に、10月31日にヘルパーから提出された生活保護法による保護変更申請書の代理申請を依頼したこと、更新料の代理納付を希望することを確認した。
- ・請求人と貸主との間の賃貸借契約の更新については、新たな建物賃貸借契約更新合意書に請求人のサインがされていないとしても、請求人が建物賃貸借契約更新合意書の内容どおりの条件で更新する旨の意思は認められ、また、福祉事務所が貸主に対して更新料を代理納付するにあたって、請求人の意思を繰り返し確認していることからしても、福祉事務所が更新料を支払ったことを違法であったということとはできない。

(3) 代理人（ヘルパー）への依頼の範囲

本件において令和6年10月31日付けで提出された生活保護法による保護変更申請書の代理申請の有無について請求人、福祉事務所から状況を聴取した結果、下記のような認識の違いがみられた。

① 請求人（陳述）

- ・ヘルパーに依頼したことは、「契約更新請求書を担当ケースワーカーに見せること、

必要であれば写しを渡すこと」であり、生活保護法による保護変更申請書の申請は依頼していない。

- ・生活保護法による保護変更申請書を本人以外が署名提出することについては、厚生労働省の見解では無効だと言っている。

② 福祉事務所（弁明書及び関係職員聴取）

- ・令和6年10月31日の窓口担当者は、請求人の担当ケースワーカーではなく、窓口当番のケースワーカーが対応した。窓口担当者は、代理人（ヘルパー）から契約更新請求書を預かり、請求人の依頼により代理で申請に来た者として生活保護法による保護変更申請書の提出があり、これを受理した。
- ・当日の窓口担当者は、生活保護法による保護変更申請書について、持ってきた書類を預かったのか、その場で書いていただいたのかまでは覚えていない。
- ・同年11月12日に請求人宅の訪問時に、10月31日にヘルパーから提出された生活保護法による保護変更申請書の代理申請を依頼したこと、更新料の代理納付を希望することを確認した。

2 判断

以上の請求人の陳述、提出書類及び関係職員からの聞き取り、事実関係を総合的に勘案して、次のように判断した。

(1) 本件の代理納付に違法性があつたか否か。

本件において、請求人が貸主から請求された「賃貸借契約更新料」に相当する47,400円を福祉事務所が代理納付したことに對して違法性はなかつたと判断する。

- ・本件の建物賃貸借契約に関しては、令和6年10月8日以前から請求人と貸主の間で合意契約に向けての話し合いが行われていたことが請求人の陳述からも明らかである。
- ・請求人は数度にわたり、担当ケースワーカーに対して「大家との仲が険悪であるため、更新料については福祉事務所から別途送金してほしい」等の依頼を行っていた。
- ・同年10月31日に請求人がヘルパーを通じて契約更新請求書を福祉事務所に提出させたことは、前後の請求人の行動、貸主から福祉事務所への問い合わせ等を鑑みても、両者の合意が整ったものと考えられる。
- ・代理納付については、前回（令和4年）の更新時及び月家賃の支払い等においても行われているものであり、生活維持のために必要であり、居宅を失う可能性があるかと判断される中では適法な措置であつたと考えられる。

(2) 本件の支出は違法又は不当であるか否か。また、本件更新料の支払いによって市に損害が生じているか否か。

本件の支出は違法又は不当ではなく、本件更新料の支払いによって市の損害は生じていないと判断する。

- ・請求人の主張のとおり更新料を支払わなかった場合には、本件以前から悪化していた請求人と貸主との関係性がより一層悪くなることが予測され、契約解除等により請求人が居所を失うことも懸念される。
- ・その場合には、福祉事務所は請求人に対し転居に係る費用や新たな賃貸契約に伴う敷金、礼金等といった、本来契約の更新が行われていれば必要としない保護費について追加支出が生じる可能性がある。
- ・更新料の支払いについては、請求人の意思により貸主との間で更新料の値下げ交渉が行われたこと、貸主も値下げに応じていること、双方への確認に基づき福祉事務所は代理納付により支出したこと、さらに、法の趣旨に適合し被保護者である請求人の安定した居所を確保することは必要かつ相当な措置であったと考えられる。
- ・代理人による生活保護法による保護変更申請書の提出については、福祉事務所と請求人との認識に違いがあるものの、生活保護受給者の居宅喪失の危機回避という公的利益を踏まえれば、福祉事務所の判断に大きな瑕疵があったとは認めがたい。また、請求人への説明不足があったとは考えるが、公金支出自体は適法・合理的な支出であったと考えられる。

3 結論

以上のことから、本件請求については、理由がないものと認める。

4 意見及び要望

監査の結果については以上のとおりであるが、市長に対し意見及び要望を述べる。

- ・本件では、生活保護受給者（請求人）と担当ケースワーカーとの間での意志確認不足による齟齬があったものと考えられる。特に、ケース記録に対して生活保護受給者の主張と違う点が請求人から指摘されており、今後、相互の意思確認を必要とする場面においては、複数の人間の立ち合い、録音等の保存による確認できる体制を整えられたい。
- ・本件の生活保護法による保護変更申請書の代理申請について、ケース記録においては本人確認を取っているとしているが、代理権の範囲が明確にされている書面等が必要であったと考える。今後は、代理申請の取り扱いについて慎重に行うことを要望する。

第5 別添資料

- ・資料① 令和7年11月27日付け 住民監査請求書（事実証明書は省略）
- ・資料② 令和7年12月4日付け 住民監査請求補充書
- ・資料③ 令和7年12月5日付け 補正書及び補正依頼通知
- ・資料④ 令和7年12月8日付け 記録：厚生労働省への問い合わせ（生活保護変更申請・第7条関連）
- ・資料⑤ 令和7年12月10日付け 弁明書（証拠書類は省略）